



ポイント解説

★ 妻が専業主婦など配偶者が子育てできる場合は、育児休業できないと思っていませんか。妻が専業主婦でも男性労働者も育児休業を取得することができます。

法では、「1歳に満たない子を養育する男女労働者が希望した期間の育児休業を取得できること」が原則です。

例外として、前ページの枠の②にあるように、「配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者（法第6条第1項第2号）」を育児休業の対象から除外とした労使協定が締結された場合は、「妻が専業主婦の男性労働者」は、これに該当するため、妻の産後8週間を過ぎてしまうと育児休業をすることができないこととなります。

しかし、こうした労使協定がある場合であっても、妻の産後8週間までの期間については、「妻が専業主婦の男性労働者」も「配偶者が常態として育児休業に係る子を養育することができると認められる労働者（法第6条第1項第2号）」に該当しない（則第6条第3号）ことから、子の育児休業を取得することができます（前ページ(3)参照）。

★ 法第6条第1項及びこれに基づく則第6条及び第7条は、労使協定を締結した場合に育児休業の対象から除外できる者の範囲の最大限度を示しています。したがって、より狭い範囲の者を除外することは可能ですが、逆により広い範囲の者を除外することはできません（例えば、男性はすべて育児休業の対象から除外する旨の労使協定を締結することはできません。）。